

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。
（令和3年2月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

- | | |
|---------------------|---------|
| ○故佐藤ツル子様 | 20,000円 |
| ○寿博士会38期卓球同好会様（北見市） | 5,000円 |

<故人が生前お世話になったため>

- | | | | |
|----------------|----------|---------------|---------|
| ○増子 麗子様（とん田西町） | 10,000円 | ○平船 洋子様（端野町） | 20,000円 |
| ○茂利 泰史様（端野町） | 100,000円 | ○川口 裕次様（常呂町） | 30,000円 |
| ○三上 順子様（留辺蘂町） | 10,000円 | ○北畠 末子様（留辺蘂町） | 10,000円 |
| ○林 恒幸様（留辺蘂町） | 20,000円 | | |